

Business calendar

2027.1 January

給与振込の时限：振込指定日の3営業日前の16時まで
 営業日とは、土日祝祭日を除く日です。給与振込の多い日に色を付けていますが、色がついていない日付でも振込指定日として指定可能です。

※土日祝祭日と金融機関休業日は振込指定日としてご指定頂けません。下記カレンダーは10、15、20、25、月末日が土日祝祭日の場合、前営業日に前倒しすることを前提に作成しております。

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
27	28	29	30	31	元日 01	02
03	04	05 1月8日給与時限 16:00まで	06	07	08 給与振込 ※1月10日(日)の為	09
10	成人の日 11	12 1月15日給与時限 16:00まで	13	14	15 1月20日給与時限 16:00まで 給与振込	16
17	18	19	20 給与振込 1月25日給与時限 16:00まで	21	22	23
24	25 給与振込	26 1月29日給与時限 16:00まで	27	28	29 給与振込 ※1月31日(日)の為	30
31	01					

🔔 1月の税務・労務チェックリスト

税務

- 10日
 - ❑ 前年12月徴収分源泉所得税・住民税の納付
 - ❑ 前年7月～12月徴収源泉所得税の納付 ※特例適用者
- 20日
 - ❑ 前年7月～12月徴収源泉所得税の納付
※特例適用者・納期特例届出者
- 末日
 - ❑ 11月決算法人の確定申告・納付
(法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)
 - ❑ 5月決算法人の中間(予定)申告・納付
(法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)
 - ❑ 2月・8月決算法人の消費税の中間(予定)申告・納付
※直前消費税確定申告400万円以下は要しない
 - ❑ 給与等の支払調書合計表の提出
 - ❑ 給与支払報告書の提出
※給与所得者の所在地の区市町村
 - ❑ 固定資産税の償却資産申告書の申告
※償却資産の所在する市町村
 - ❑ 源泉徴収票の給与所得者への交付
※実務上は前年12月の給与支払日
- 1月中
 - ❑ 個人の都道府県民税・市町村民税の納付(第4期分)
※市町村の条例で定める日
 - ❑ 給与所得者の扶養控除申告書の提出
(本年最初の給与支払日の前日まで)
※実務上は給与支払者に前年12月に提出

労務

- 10日
 - ❑ 一括有期事業開始届(12月分)の提出
- 末日
 - ❑ 労働者私傷病報告書の提出
(休業4日未満の10月～12月分)
 - ❑ 健康保険・厚生年金の保険料納付
 - ❑ 健康保険印紙受払等報告書提出
 - ❑ 雇用保険印紙保険料納付(使用)状況報告書提出

◎当該日が土日祝祭日等の場合にはこのスケジュールに該当しない場合がありますのでご注意ください。